

中能登町体育指導委員に関する規則(平成17年中能登町教育委員会規則第30号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条第2項の規定に基づき、スポーツ推進委員の職務その他に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 スポーツ推進委員は、中能登町におけるスポーツの推進に関し次に掲げる職務を行う。

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (2) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (3) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (4) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (5) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し求めに応じ協力すること。
- (6) 住民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (7) 前各号掲げるもののほか、住民のスポーツの推進のための一般的な指導及び助言に関すること。

(定数)

第3条 スポーツ推進委員の定数は、15人以内とする。

(任期)

第4条 スポーツ推進委員の任期は2年とし、欠員が生じた場合における補欠のスポーツ推進委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 中能登町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、前項の規定にかかわらず、特別の理由があるときは、前項の期間中においてもスポーツ推進委員を解嘱することができる。

3 スポーツ推進委員は、再任することができる。

(服務)

第5条 スポーツ推進委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 スポーツ推進委員は、その職務を遂行するにあたって、法令、条例並びに教育委員会の定める規則及び規程に従わなければならない。

3 スポーツ推進委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
(研修)

第6条 スポーツ推進委員は、その職務を行うに必要な知識及び技術の習得に努めなければならない。

(その他)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。